

(非公式訳)
投資委員会事務局布告
第 Por.2/2554

件名 : Electronics Machine Tracking (eMT online)による機械における恩典の行使手続き

仏暦 2520 年 (1977 年) 投資奨励法第 28 条および第 29 条に基づき製品を生産するために Electronics Machine Tracking (eMT online)を通じて機械を輸入するにあたりその恩典を利用する投資家に便宜を図り、法律改革および良い行政改革の方針に従って政府機関のサービスを改善し不要書類を削減するために

仏暦 2520 年 (1977 年) 投資奨励法第 11 条および第 13 条の権限に基づき、投資委員会の承認により投資委員会事務局は Electronics Machine Tracking (eMT online)による機械における恩典の利用規定および手続きを以下の通り定める。

1. 本布告は仏暦 2520 年 (1977 年) 投資奨励法第 28 条および第 29 条に基づき、Electronics Machine Tracking (eMT online)を通じて機械の恩典を申請する者に適用する。
2. 本布告に定められないインターネットを通じた機械の恩典利用や申請に関する他の手続きについては電子商取引法に従うものとする。
3. 本布告では
 - 3.1 サービス提供者とは投資委員会事務局を意味する。
 - 3.2 サービス受領者とは奨励申請者および奨励授受者とする。
 - 3.3 機械に関する恩典の申請フォームとはサービスの提供者がインターネットを通じて提出しなければならないと定めた機械恩典申請書および資料を意味する。
 - 3.4 システムとはインターネットを通じてのみの電子システムによる恩典利用システムを意味する。
 - 3.5 ユーザー名とはシステムを使用するための特有の記号を意味する。
 - 3.6 パスワードとはシステムを使用するために各ユーザー名を確認する暗証番号を意味する。
 - 3.7 PIN コードとはシステムにおいて活動するために各ユーザー名を確認する暗証番号を意味する。

第 1 節

Electronics Machine Tracking (eMT online)による機械における恩典の利用

4. eMT online による機械恩典の申請

4.1 本規定および手続きは eMT online による機械恩典の申請データの送受のみに使用すること。

4.2 インターネットを通じて機械恩典を申請するサービス受領者は本布告に基づく eMT online により機械恩典の申請データを送受しなければならない。

4.3 第 28 条または第 29 条に基づく機械の恩典を行使するサービス受領者はサービス提供者もしくはサービス提供者に任命された者より eMT online のトレーニングを受けなければならない。

4.4 トレーニングを受けたサービス受領者は eMT online による機械恩典を申請するためにユーザー名、パスワード、PIN コードをもらい、そのユーザー名、パスワード、PIN コードで eMT online による機械恩典申請システムにアクセスしなければならない。

4.5 eMT online により機械恩典申請システムについてサービス提供者は以下の通り進めること。

4.5.1 システムにアクセスできるようにユーザー名、パスワード、PIN コードを提供し、eMT online システムを円滑にかつ効率よく管理し、運営しなければならない。

4.5.2 法律が原本の状態と同様に文章を保管もしくは提示しなければならないと定めてある場合、以下の基準に基づく保管もしくは提示を実施することによって、電子データは法律に準拠するものとする。

(1) 電子データは完全に作成された時点から信用できる方法によって保管される。そして

(2) 今後もそのデータを表示させることができる。

(1) 項の文章の正確さについては、文章が全部揃っている上に変更がないことを考慮にいれ、検討する。但し、正確さに影響しない追加保証、追加記録或いはコミュニケーション上、保管上、提示上に生じる変更を除くものとする。

文章を正確に保管する (1) 項への信用性を判断する際、文章の作成目的を含み、関係する全体的な行動を検討しなければならない。

4.5.3 4.5.2 項に基づき、法律はある資料もしくは文章を保管するよう定め
てある場合、以下の基準に基づく電子データの保管を実施することによって、法律が要求する資
料・文章の保管を満たしているとする。

(1) その電子データは、意味が変化しない状況でアクセス或いは再
利用することが可能である。

(2) 作成・送信・受信の状態に保管されている。もしくは作成・送
信・受信の状態を正確に表示できるように保管されている。そして

(3) 電子データの発生地、発信地、受信地、送信日付、送信時刻、
受信日付、受信時刻を表示する文章がある場合、その文章も保管する。

4.5.4 サービス提供者は、サービス提供者が定めた基準に従って 4.7 に基づ
く機械恩典の申請を検討する。

4.6 サービス受領者がシステムにログインした場合、自己データの正確さに対す
る責任があるとする。サービス提供者の誤りが原因ではなく、他者が何らかの目的をもって、サ
ービス提供者の許可なしにユーザー名、PIN コードを利用してシステムにアクセスする場合、サ
ービス提供者は生じる損害に対する責任を負わないとする。

4.7 機械恩典を申請する際、サービス受領者はサービス提供者が定めた方法に従
い、関連の証拠書類を添付する上でウェブサイトにて申請する。

4.8 サービス受領者は、恩典行使に関する証拠書類の正確さを保証し、サービス
提供者に公的証拠及び公的資産として保管することを認めなければならない。

4.9 サービス受領者が恩典申請データを確認しサービス提供者に送った後、その
データは完全に有効なものとする。サービス受領者は、サービス提供者からの許可なしで一切変
更させることができない。

4.10 電子データ送受の安全確保のため、サービス提供者はユーザー名、パスワ
ード、PIN コードを秘密に保管できるよう実効係を管理する基準を設けなければならない。サー
ビス提供者はユーザー名、パスワード、PIN コードの持ち主ではない他者にユーザー名、パスワ
ード、PIN コードに利用機会或いは利用許可を与えてはいけない。

4.11 サービス受領者が取得したユーザー名、パスワード、PIN コードは、サー
ビス受領者とサービス提供者との秘密であり、責任者は他者がユーザー名、パスワード、PIN コ
ードを利用できないよう管理しなければならない。万が一、他者がユーザー名、パスワード、
PIN コードを利用し、サービス提供者に損害を与えた際、サービス受領者は責任を負うことにな
る。

4.12 以下のことが発生する場合、サービス受領者はサービス提供者に直ちに通知しなければならない。

4.12.1 サービス受領者は電子データ送受用のユーザー名、パスワード、PIN コードを紛失させた、もしくは持ち主ではない他者によって破壊・変更・既知・密用されたとき。

4.12.2 実行系の電子データ送受用ユーザー名、パスワード、PIN コードが紛失した、もしくは持ち主ではない他者によって破壊・変更・既知・密用される危険があるとき。

サービス受領者は、サービス提供者に通知する前に第一段落を理由にて、サービス提供者が受け取ったデータに対する責任を否定することができない。

この項目における通知は書面をもって行わなければならない。しかし、緊急の場合、ファックスで通知した後、翌営業日以内に通知書を送付することもできる。

第一段落の通知を受け取った後、サービス提供者は、直ちにサービス受領者に提供している全てのサービスを停止する。この場合、サービス受領者は 4.7 項に従って新たに手続きしなければならない。

4.13 サービス提供者が電子データ並びに類似する形で返信した後、電子データを受け取ったことになる。

第一段落におけるサービス提供者からの返事は、送られてきたデータの完全性を確認もしくは保証するものではない。

4.14 サービス提供者は以下の場合に当たって送られてきた電子データの受け取りを拒否することができる。

4.14.1 技術的なデータは、電子データが送信された後、修正・追加・変更されたこと、或いはユーザー名、パスワード、PIN コードに異変があることを発見するとき。

4.14.2 受信した電子データは、送信される際、手引きに記載されている技術的な規定に従わないとき。

サービス提供者が電子データの受け取りを拒否した際、サービス提供者は直ちに電子データもしくは類似の形でサービス受領者に通知する。

4.15 電子データの送受に当たり、以下のことを決定する。

4.15.1 サービス受領者の実行係が電子データの送信ボタンを押す際にメインコンピュータに表示されている時刻が送信時刻とする。そしてサービス提供者が電子データを受信する際にメインコンピュータに表示されている時刻を受信時刻とする。

4.15.2 サービス受領者、データ送信者の本社はデータ送信地、サービス提供者の本社がデータ受信地とする。

4.16 4.15 項により、サービス提供者が電子システム上データを受け取った営業日並びに営業時間をサービス受領者の機械恩典申請日とする。

投資奨励法に基づく書類提出、サービス提供者との手続き用営業日、又はサービス提供者の何らかの実行に関しては、電子データという形でサービス提供者のコンピュータシステムを通して行われるものは、祝日に関係なく 24 時間実行することができる。

4.17 サービス提供者は、システム上の問題或いは法律上責任から外された行為による避けられない事態により、サービスを提供することができなくなった場合、サービス提供者がサービス受領者に生じる損害に対し責任を負わない。

4.18 サービス受領者が定めた規定と異なった詳細を提出した場合、サービス提供者は猶予なしで機械恩典申請書を検討しない権利がある。

4.19 サービス提供者がインターネットを通してサービス受領者に関する業務を実行できない、又は、サービス受領者がインターネットを通してサービス提供者のレポート作成用データを送信できない場合、サービス受領者はサービス提供者が定めた形式に従ってデータを送付する義務がある。

4.20 サービス提供者に電子データという形でデータの送信を希望するサービス受領者は、本布告に添付してある機械における恩典の行使に関する合意書に署名する上でサービス提供者に証拠として渡しておく。

第 2 節

Electronics Machine Tracking (eMT online)による機械における恩典の利用、

コンピュータシステムにエラーが発生したとき

5. サービス提供者及び任命された者のコンピュータシステムにエラーが発生し、機械輸入税の免税・減税サービスを提供できないことにより、サービス提供者がコンピュータシステムの代わりに一時的書類提出を代用することを発表する場合、サービス受領者は以下の書類システムを通して恩典を利用することができる。

5.1 サービス提供者及び任命された者のコンピュータシステムエラーとは、システムにエラーが発生し、全システムが機能できないことを意味する。

5.2 コンピュータシステムにエラーが発生する際における機械の通過許可とは、通過許可システムにエラーが発生し、コンピュータシステムによる通過許可が機能しないことを意味する。

許可を取得した輸入機械の免税・減税申請を希望するサービス受領者は、本布告に添付している資料に従って、書類を作成し、以下の参考資料を添付した後、サービス提供者に提出しなければならない。

- | | |
|------------------------------|-----|
| (1) 仕入書 (INVOICE) の複写 | 2 部 |
| (2) 包装明細書 (PACKING LIST) の複写 | 2 部 |

サービス提供者に提出する全ての書類は社印が押印されている上に複写資料を保証するための権限ある者もしくは委任された者の署名がなければならない。

サービス提供者は、許可された項目もしくは数量に従って輸入機械の免税・減税を許可し、関税局に輸入税免税・減税通知書を送付させる。但し、輸入数量の合計は許可された最高数量を超えてはいけないとする。

6. 本布告の前に発行された投資委員会布告番号ポー3/2548、日付仏歴 2548 年 (2003 年)、件名 : Electronics Machine Tracking (eMT online)による機械における恩典の利用規定の適用を希望するサービス受領者は、機械輸入期限もしくはサービス提供者が定めた期間が終了するまで前述した布告を適用させることができる。

7. 本布告に基づく判断ができない場合、投資委員会事務局長が判断するものとする。

上記の内容は本日より有効とする。

布告日 2011 年 7 月 4 日

(署名)

(アッチャカ・シーブンルアン)

投資委員会事務局長

Electronics Machine Tracking (eMT online)による機械における恩典の利用申請に関する合意書

日付.....年.....月.....日

Formatted: Space After: 6 pt, Line spacing: 1.5 lines

本合意書は、本合意書は.....(場所名).....、.....(所在地).....、
で.....(日付).....に作成された。本合意書の添付資料である書類番号.....、
日付.....に基づき、署名者である.....(署名者氏名).....は
.....(委任者氏名).....によって委任され、以降「サービス受領者」と称する。
サービス受領者は Electronics Machine Tracking (eMT online)による機械における恩典の利用申
請に関する合意書を作成し、サービス提供者である投資委員会に引き渡した。詳細は以下の通り
である。

第1項 本合意書は一方的な合意書であり契約書ではなく、サービス提供者もしくは任命
された者が用意した電子システムを通して、サービス提供者から取得した恩典を申請するた
めのものである。

第2項 電子システムによるサービスの利用を希望する場合、サービス受領者はまだサー
ビスを利用していない間、サービス提供者が定めた申請書を正確にかつ事実に基づいて記入しな
ければならない。

サービス提供上の便益のために、サービス提供者はサービス受領者から追加情報を希望す
る場合、サービス受領者は早急にもしくは定められた期間内に情報を提供することを承諾した。

第3項 電子システム並びにサービス提供者並びにサービス受領者のデータ安全保護上の
便益を図り、サービス受領者は、個人でシステムを利用するためのパスワード、eMT online の設
置に使用する他の暗証番号、PIN コードを個人秘密にし、絶対に他者に公開してはいけない。

サービス受領者は、絶対に他者のために eMT online を利用しない。違反行為を行った場
合、サービス受領者は生じた損害に責任を負わなければならないとする。

第4項 サービス受領者は、パスワード、暗証番号そして PIN コードの安全に影響を与え
るような行為、事件並びに情報について既知、既知すべき或いは疑問に思うことがある場合、サ
ービス提供者が確認を行い、サービス受領者の人材に生じる可能性がある損害を阻止できるよ
うサービス受領者はサービス提供者に直ちに通知しなければならない。

第5項 いずれの原因であっても、サービス受領者が定められた期限の前に電子システム
のアクセスを停止された場合、本合意書並びに公布・通知した個人用電子システム利用規定は引
き続きサービス受領者に対する拘束力を有する。

第 6 項 いずれの場合においても、サービス受領者は他者に電子システムの使用权を販売・譲渡・交換する権利を持たないとする。

第 7 項 サービス受領者は、電子システムを通して行われた取引の証拠資料およびその他の関連証拠資料を保管し、サービス提供者からの依頼がある場合、7 日間以内に資料を提供しなければならない。資料の保管期間は取引を行った日より 10 年間以上とする。

第 8 項 サービス提供者は、システムによって集計されたデータが許可を与えられない他者にアクセスされたり、公開されたりすることがないようにデータを安全に保管しなければならない。前述したデータを使用しなくなった場合、サービス受領者はそのデータが再び解読又は利用されないよう消去しなければならない。万が一、前述したデータの無断使用もしくはそのデータが原因である損害が発生した場合、サービス受領者はその無断使用並びに発生した損害に対して責任を負わなければならない。

第 9 項 サービス受領者は、他者が電子システムを利用できるようシステム上のデータを再度作成、改造、変更させてはいけないとする。

サービス受領者は、社名、業種、製品など特殊なデータの変更を希望する場合、書面をもってサービス提供者に通知しなければならない。

第 10 項 以下のことが発生した場合、サービス提供者は前をもってサービス受領者に通知する必要がなく、電子システムのサービス提供を停止することができる。

10.1 サービス受領者はサービス提供者に偽りの情報、不完全な情報を提供するとき。又は、サービス受領者はデータを提出する際に既知もしくは既知すべきであるにもかかわらず、サービス提供者が電子システムのサービス提供を拒否できるほど非常に重要なデータを公開しないとき。

10.2 サービス受領者は、第 2 項第 2 段落に基づくサービス提供者からの要請に従って追加情報を与えないとき。

10.3 意図的な行為であれ、不注意の行為であれ、サービス受領者は違反行為を行ったことが原因で、外部者に第 3 項の個人情報を漏らしてしまったとき。

10.4 サービス受領者が合意項目、目的、規定、条件、電子システムの利用規定もしくは当時、適用されている投資奨励申請条件に対して違反行為を行ったとき。

10.5 サービス受領者は他者の権利を侵害したとき。

サービス受領者には、第 1 段落に基づくサービスの利用停止に対してサービス提供者に損害賠償もしくは他の支払いを要求する権利がないことを了承している。

第 11 項 サービス受領者は、自己行為によって外部者もしくはサービス提供者に損害を与えた場合、自分で全ての損害に対する責任があることを認めた。サービス提供者はその行為を認知せず、生じた損害に対する責任がない。

第 1 段落のサービス受領者の行為は、サービス受領者が用意された電子システムをサービス提供者に電子データを送信すること以外に利用することも含まれている。

第 12 項 避けられない事情、故障、或いはサービス提供者のコンピュータ・電気システム・コミュニケーションシステムの故障などサービス提供者の過失が原因ではない事情によってサービス提供者は普段通りにサービスを提供できない場合、サービス受領者はこれらの事情を理由にしてサービス提供者に損害賠償を請求することができない。

第 13 項 サービス提供者はサービス提供の効率増加、サービスの利用管理および電子システムの安全保護のためにサービス受領者の承諾を得る必要がなく、規制、規律、基準を決定、改正、変更させることができる。サービス受領者は、サービス提供者の個人用電子システムサービスの利用を開始した際に既に適用されている、おしくは将来適用される予定である前述した規制、規律、基準を厳守しなければならないことを了承している。

第 14 項 サービス受領者は Electronics Machine Tracking (eMT online)による機械における恩典利用の規定もしくは恩典利用に関連する規制、条件を了承している上に快く厳守する。前述した規定の違反行為がある場合、サービス受領者は、サービス提供者によって規定を適用することを無条件で認める。又、サービス提供者は前述した規定、規律、基準を変更させる際、サービス受領者は変更された規定、規律、基準を厳守しなければならないことを認めた。

第 15 項 サービス受領者は本合意書に基づく恩典の利用は、サービス受領者に便宜を図るために行われているため、何らかの手違い、遅延、不完全、損害が生じる場合、サービス受領者はサービス提供者に対して損害賠償や他の支払いを一切要求しない。

第 16 条 サービス受領者はサービス提供者に提出した登録申請内容並びに様々な許可申請内容は全て事実であり、サービス受領者はインターネットによる申請に関する合意項目、注意事項を理解した上で申請に関する全ての合意項目の拘束力を承知した。

署名

(.....)

職位.....

会社.....

日付.....

(.....)

証人

(.....)

証人